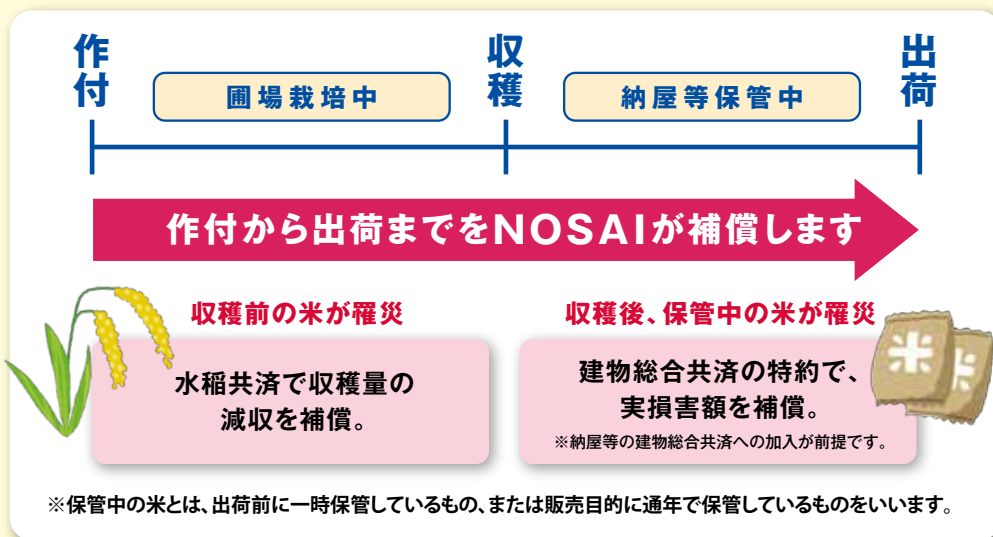




# 保管中の米の補償が可能に!

## 建物総合共済の特約で、火災や水害等に対応

平成28年8月1日から、納屋等に保管中の米を対象に、火災や水害等による損害を補償する新たな仕組みがスタートします。既存の建物総合共済に収容農産物補償特約を付帯していただくことで、今まで対象とならなかった収穫後保管中の米を補償対象とすることができます。



## 収容農産物補償特約に加入するには

収穫後の米を保管いただいている納屋・倉庫等が、**建物総合共済にご加入いただいていることが特約付帯の条件となります**。原則、建物総合共済の加入申込時に特約付帯の申し込みをいただくこととなりますが、**平成28年度に限り、建物総合共済の責任期間中であっても、途中付帯することができます**。

## どのような事故が対象になるのか

この特約の補償対象事故は、建物総合共済で補償する事故と同様に、「火災」、「落雷」、「破裂・爆発」、「建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突及び倒壊」、「給排水設備に生じた事故による水ぬれ損」、「盗難によるき損・汚損」、「騒乱及び集団行動に伴う暴力行為・破壊行為」、「風水害・雪害・その他の自然災害」、「地震等」が対象となります。地震による補償は、建物総合共済と同様に補償金額の30%が限度となります。**盗難による盗取及び、被害金額が1万円に満たない場合は、補償対象となりません**のでご注意ください。

<b>補償金額、特約の掛金は</b>	<b>加入口数</b>	<b>補償金額</b>	<b>掛金</b>	
	加入単位	1口	100万円	3,000円
	加入限度	5口	500万円	15,000円
	責任期間	建物総合共済責任期間(掛金をいただいた日の午後4時から1年間)		

**※保管場所となる建物に建物総合共済のご加入がないと特約付帯できません。**

特約付帯口数の目安と掛金

◎ 特約付帯口数の目安は(300袋保管予定の場合)

$$\begin{array}{rcl}
 \text{該当年産} & & \text{H28年産} & & \text{特約付帯} \\
 \text{保管予定量} & \times & \text{水稻共済単価/kg} & = & \text{補償金額目安} \\
 9,000\text{kg} & \times & 184\text{円} & = & 1,656,000\text{円}
 \end{array}$$

上記の場合、補償金額の目安は166万円となりますので、  
**加入口数は1口(100万円補償)もしくは、2口(200万円補償)**のご加入が目安となります。

◎ 特約付帯する際の掛金例(加入口数2口の場合)

木造一般造、瓦葺、2階建、延床面積150㎡の納屋(共済金額900万円)に出荷用米を9,000kg(300袋)保管される場合。(建物の加入金額は「用途」・「構造」・「面積」等によって異なりますので詳細はお問い合わせください)

$$\left( \begin{array}{l} \text{建物総合共済} \\ \text{共済金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{建物総合共済} \\ \text{掛金単価/1万円} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{加入口数} \\ \times \\ \text{特約単価/1口} \end{array} \right) = \text{合計掛金}$$

$$\left( 900\text{万円} \times 18.1\text{円} \right) + \left( 2\text{口} \times 3,000\text{円} \right) = 22,290\text{円}$$

上記の場合、建物総合共済掛金が16,290円。特約付帯に係る掛金が6,000円。  
 併せて22,290円が1年間の合計の掛金となります。(共済掛金は年払いです)

特約の共済金お支払い例

罹災状況	水災により300袋(9,000kg)が被害に遭われた場合	
加入口数	1口	2口
被害額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害数量……………9,000kg</li> <li>●H28年産水稻共済単価/1kg…184円</li> <li>●被害金額……………1,656,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害数量……………9,000kg</li> <li>●H28年産水稻共済単価/1kg…184円</li> <li>●被害金額……………1,656,000円</li> </ul>
共済金	<b>1,000,000円</b> のお支払い <small>※この場合、被害金額が1口の支払限度100万円を超えておりますので、1口加入の補償限度100万円のお支払いとなります。</small>	<b>1,656,000円</b> のお支払い

※被害額が1万円に満たない場合は、共済金支払対象外となります。また、地震の場合は、各加入口数の補償金額の30%が共済金支払いの限度となります。

お問い合わせ・お申し込み・ご相談は、本所・支所・出張所へご連絡ください。

支所名	管轄地域	フリーダイヤル	電話番号
南部支所 高島出張所	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市 (窓口業務)	0120-031-393 0120-133-951	077-582-3006 0740-22-3951
東部支所 甲賀出張所	甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 (窓口業務)	0120-739-031 0120-863-031	0748-20-5225 0748-63-1330
北部支所 湖東出張所	彦根市、長浜市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 (窓口業務)	0120-509-031 0120-163-031	0749-73-4321 0749-28-2711